

ひまわりからの メッセージ

68号

2016.12.12

NPO ひまわりの花内
西濃園域
発達障がい支援センター

発行人：中野たみ子

ある追憶

〜一冊の本に記された母子の記録〜



「母さん、ぼくが赤ちゃんの頃、子守り唄を歌ってくれたでしょう。ぼくは母さんの子守り唄で、ちゃんと眠ったよね。」

このことはで始まる。「言葉のない子と明日を探したころ」という本は、自閉症の英司さん(当時四十歳)とお母さんが追憶の形をとって著した本です。

「あのね、ぼくは赤ちゃんだったから……音程が狂っていたかどうかかわらないで毎晩眠ったんだよね。ものすごい狂ってしましたね」と、この本は続きます。英司さんが生まれた頃は、まだ今のように自閉症についてわかっていませんでしたし、彼は自分の興味だけで行動する多動な子で、彼がことはで人と会話ができようになつたのは中学二年生の頃でしたから赤ちゃん時代の記

憶があるなどとは、お母さんにも驚きだったようです。

英司さんは、音を聴き分ける力も優れていて、二歳を過ぎた頃にはレコードを選び、ステレオの操作もできるようになっていたのに話しことは全くなかったそうです。詩吟を唄い、讚美歌を正しく歌えたのに、話せなかったのです。英司さんは、度々いなくなつたそうですが、それも後で、バス路線を調べたことが英司さんとの会話で分かってきたのでした。

私は、子どもたちを前にして、何故かこの本のことを思い出します。目の前のこの子のことを本当にわかっているのだろうか。この子の力を過小評価していないだろうか。きめつけていないだろうか。この子の力を引き出すのに、既存のものだけしかないと考えていないだろうか。自分のやり方が全てであると、過信していないだろうか……。

脳性まひでことはもなく、理解力もないと思われていたMさんが、舌の出し入れでイエス・ノーのサインができたことで、とても多くのことは知っていたと分かったこともあります。私達が視点を変えてみることで、子どもたちをより豊かな世界にいやなっていけるのではないだろうか。今、目の前の子に何が必要なのかを見誤らないこと、多くの情報の中で、大人がきちんとした判断と柔軟な働きかけができることが何より大切でしょう。



来年度に向けて

いつの間にか師走に入り、もう今頃は来年度の就学先を決定されている頃でしょう。

この四月から「障害者差別解消法」が成立し、「合理的配慮」がうたわれ、就学先、進級先についても「保護者と合意形成」をしていくことなど、私たちの周りで「障がいをもつ子どもたちに様々な配慮がなされるようになってきています。

しかし、本当に私たちは、それらのことを正しく知っているのだろうか……と考えると、必ずしもそうではありません。

保護者の方の相談を受けていると、「突然、紙(就学)のすすめ(き)もありません。私たち、今まで何も聞いていません」とおっしゃる方や、支援学級に入級しているにもかかわらず、「個別の教育支援計画なんて、知りません」と不思議な顔をされる方もあり、法律や通知などが現場の先生方には浸透していないのではないかと危惧されます。

「障害者差別解消法」には合理的配慮をしないことも、差別にあたるとされていますので、合理的配慮がどんどん過大に

解釈されていくこともあると思います。そこで今一度、確認しておきたいと考えます。

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム

構築のための特別支援教育の推進(報告)

これは、平成二十四年七月に出された中央教育審議会(中教審)の報告書で、合理的配慮について次のように書かれています。

合理的配慮とは、障害のある子供が他の子供と平等に教育を受ける権利を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子供に対し、その状況に応じて学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、学校の設置者及び学校に対して体制面・財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの

そして、合理的配慮について、できる限り合意形成をはかったうえで提供されることが望ましく、その内容を「個別の教育支援計画」に記入することが望ましいとされています。これは、幼児期から「途切れない支援」をしていくための引きつぎの資料としても重要なものであると言えます。

では、具体的に合理的配慮を考えてみましょう。視覚障がいの子であれば、教科書などの拡大版や点字版

や書見台の確保、廊下に物を置かないなどの配慮が必要でしょう。

聴覚障がいの子であればFM式補聴器などは欠かせないでしょうし、左右どちらかが難聴の場合は、担任の先生のごとくはが入りやすい位置に座席を確保してあげるべきでしょう。

肢体不自由や病、虚弱の子であれば、当然医療との連携が必要でしょうし、ストレッチャーや車椅子の使用については、設備面での配慮も必要です。給食についても一人ひとりの状態に応じた工夫も必要です。

では、こんな例はどうでしょうか。

Aさんの学校には、知的学級があります。Aさんは知能指数でいうと五の位で、まだ十分にことが話せません。でもお母さんは何としても他児と一緒に過ごさせたいので、通常学級にAさんを入れることにしました。でもAさんは、生活面でも自立しておりず、お母さんは、「うちの子に一名支援員をつけて下さい。学校は合理的配慮をすべきでしょう。」と言われます。

私は、「このお母さんの要求は合理的配慮とは違うと思うのです。Aさんが将来生きていく力をつけていくために、今、必要な教育の場は、通常学級ではないでしょう。Aさんの教育の場が用意されていないわけではありません。つまり、お母さんの要求は、「体制面・財政面において、均衡を失したまたは過度の負担を課さないもの」という項に反していると思うのです。

発達がよくないお子さんに例え常時の支援員をつけたとしても、他児の学習のスピードとは大きくはなれていくでしょう。「分かんなくても座っていい」というのであれば、Aさんが受けるべき教育の権利の保障はどうなるのでしょうか。

この様に考えると、一人一人の子供の教育的ニーズは何なのか、まず明確にする必要があります。そして、その上で「どこで」「どの様に」「配慮をしていくのか」といったことが話し合われるべきでしょう。

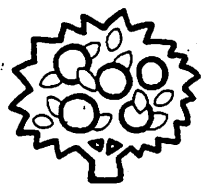
個別の教育支援計画について

さて、合理的配慮を継続的に実施できるようにしていくために、個別の教育支援計画の作成・活用ということが大切になってきます。では、作成の対象となるのは、どんな子どもたちでしょうか。

- ① 特別支援学校と小・中学校の特別支援学級の在籍児
- ② 小中学校で通級による指導を受けている児童生徒
- ③ 過去に特別支援学校や特別支援学級に在籍、又は、通級による指導を受けた幼児児童生徒で、進学・転学先に「個別の教育支援計画」をひきかかれた者

となっております。

一月に入ると、どこでも園から小学校、小学校から中学校へ



の引きつぎ会が始まってくるでしょう。そんな時、保護者と共に作成してきた支援計画は、途切れのない支援のために、どうしても必要なものです。

先日、県の特別支援教育課の課長補佐であった堀内先生に講演をしていただき、多くの先生方がご参加下さいました。先生は、「あれも、これも……じゃなく、まず一つから……」とおっしゃっていました。時間のない先生方が、今できる方法で、具体的に支援を始めて下さることが、きっと子どもたちの今後につながるのだらうと思います。

ユニバーサルデザインについても、学びにくさのある児童生徒をピックアップした支援でなく、学びにくさのある児童生徒が在籍していることも前提として、わかりやすい授業を考え、いくここの大切さを教えていただきました。「その生徒一人のために出来ません……」と言われることは少なくなりましたので、おそらく校内の研修がすすんでいるのでしょう。

特別支援教育が始まって十年になります。特別支援教育は特別支援学校や支援学級のものだと考えている先生方はいらっしやらないでしょうが、一般の方々にはまだ十分に理解されていないようです。祖父母の方の理解がないという場合も多く、子どもたちの就学先決定の大きな壁にもなっているように思います。そして、子育てについての危惧もあります。

へお母さんかへ

自分の子に向き合って

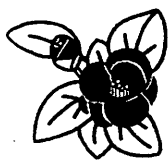
家庭でできることは、家庭で……

新聞報道に、子どもたちの文章力、表現力の低下が問題視されてきました。文化的な生活、スマホやパソコンの普及など私たちの生活は便利になりました。けれども、お父さんやお母さんは、きちんと子どもと向き合って下さっているでしょうか。

「ゲームやスマホをやっている人は大人しくしています。何も問題ありません」とおっしゃるお母さん。いいえ、それこそが問題なのです。「家では大人しいのに学校でいろいろ言われる」。あたり前です。ルールのない家庭で、好きなことだけやっていた子が集団のルールに従えないのは当然でしょう。

そんなことより、子どもと向き合って下さい。子どもたちのことを聞いてあげて下さい。「体のバランスが悪いかう病院のりハビリに……」「宿題は放課後サービスで……」本当にそれで良いでしょうか？、もちろん、子育てを皆で支えていくことが必要だと私は思っています。親として何をするか、もう一度、家庭でできることを見直してみませんか？

お知らせ



一月十六日(月)親の会は奥の細道記念館です。
九時三十分